



## 明けましておめでとうございます

茨城県知事 岩 上 二 郎

みなさんいかが新春をお迎えでしょうか。新しい年がみなさんにとって希望にみちたものであることを心からお祈り申し上げます。

いま、茨城県は、大きな転換期を経て、あるひとつの方向に歩きはじめたといえると思います。農工商を基調とする諸政策はそれぞれ、自らのものとしてようやく成長期を迎えようとしています。しかし、昨年みられた世界的な通貨危機など力の強いしかも速い今日の経済情勢の変化は、つぎつぎと新しい現実を生み、開発の発想などは古い神話とされる可能性もないとはいえません。このような中で、今後の政治や経済の進め方の基礎として「ヒューマニティー・人間性」を動かぬものとして据えることを訴えたいと思います。

目を転じて教育衛生民生などの面での大きな課題は、経済の成長によつて得られる富をどのようにしてこれらの面にふり向けるかにかかっていると思います。\*人類の繁栄\*とはただ富を生むことをいうのではなく、その富を生かす一人類の福祉のために使うことにあります。そして、その精神的な基となる「ヒューマニティー・愛情」を育てることが重要な課題です。このため、明日をつくる青少年を人間と自然の両面から美しく豊かな環境でつつんでいくことが繁栄の精神的な基盤をつくることになると思います。

今日、茨城県の後進性が叫ばれています。そして、その後進性は、経済的なそれから、精神的あるいは生活環境上のそれにその比重がかけられてきているように思われます。

しかし、茨城県はわれわれの郷土であり、県政もまた、まさしくみなさんのものであります。知事として十度目の新年を迎え、この一年を人間性の勝利への祈りをこめて全力をあげて与えられた使命と取り組んでゆきたいと思ひます。

## 新 年 の ご 挨拶

(財)全国統計協会連合会

会 長 大 内 兵 衛

輝やかなしい1969年を迎え、統計関係者諸君とともに新年を祝い、新日本建設のために尽力することこそ、私の最も欣快とするところです。本年は全国統計協会連合会創立20周年の記念すべき年にあたります。統計は、いまや現代に必要不可欠のものとなりました。急激に進歩する現代社会において、統計は過去と未来の橋渡しとなる唯一の尺度といえましょう。従つて、コンピューター時代とも言われている現代は、統計の生命である真実性および迅速性と、これを高度に利用する手法の三要素が一丸となつた時、はじめて結実することでしょう。そのためにはもう一度、われわれは先人の歩んだ道を振り返り、現在をみつめ、将来のあるべき姿を描くことが必要と思ひます。さて、現在の統計は、これでいのでしょうか。日本の統計は官庁統計に始まりました。現在も、その傾向は強くあります。

今後、官庁、民間を問わず多くなることでしょう。もとより統計はチームワークを必要とする仕事です。それと同時に現在の統計機構についても考慮する必要があると思ひます。これは統計調査を円滑に実施するための基本であり、国民の統計に対する協力にも及ぶからです。また、調査事項と秘密との関係が、国民の統計に対する認識を妨害していることも見逃がせません。

しかしながら、我々統計関係者は、内的問題の解決にあたりと共に国民に対して、統計の重要性を再認識させ、国民一人々の立場を尊重すると同時に、社会経済の動きを適切にとらえ、これが国土開発、社会開発、および、これらのひびきを是正した健康で、文化的な生活の営むことのできる社会福祉国家の建設へと活用されていくことを目標としています。今実施している統計調査は、これらの目標に向つて、我々に時の指標を客観的に与え、新日本建設へと道を開いてくれています。昨年は明治百年でありました。今年は明治二百年に向つての第一歩にあたります。我々は丁度一世紀前の我々の先人が歩んだ当時の、若く逞しい気魂を学びとり、社会の発展を祈り、福祉国家の建設へと、槌音高くその基盤である統計への愛着をもつて頑張ろうではありませんか。人間は考えると同時に数える動物でもあるのだから……。新年にあたり、全国の統計関係者諸君の御努力に感謝し、併せて、本年も統計の進歩発展に御活躍されることを期待いたします。

# 茨城県統計報告調整規程の制定について

最近における行政事務量の増大等にもない、各種の統計報告も多角的に実施されつつあるが、県が独自に実施する統計報告についても統一的な企画調整をはかる制度が確立されていないため、部分的には重複・競合等を生じ、また、統計技術上も合理性に欠けるきらいがあつた。そこで、今般、県が独自に実施する統計報告を全庁的に企画調整し、統計事務の合理化をはかるため、昭和43年12月3日茨城県訓令第30号をもつてあらたに茨城県統計報告調整規定を制定するとともに通達（茨城県統計報告調整規定運用方針について）が出された。

## 訓 令

### 茨城県訓令第30号

茨城県統計報告調整規程を次のように定める。

昭和43年12月3日

茨城県知事 岩 上 二 郎

### 茨城県統計報告調整規程

#### (目的)

第1条 この訓令は、県が徴集する統計報告について必要な調整を行ない、もつて統計事務の整備改善を図ることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この訓令において統計報告とは、県が統計を作成することを目的として直接又は市町村を通じ、個人又は法人その他の団体に対し調査票等の様式を示して提出を求める報告をいう。ただし、国の行政機関が県を通じて行なうもの、試験的なもの、研究を目的とするもの及び対象が小範囲で結果の利用が特定業務に限定されるものを除く。

2 この訓令において「課長」とは、茨城県行政組織規則（昭和42年茨城県規則第46号）第13条に規定する課（室、所）長、第14条及び第15条に規定する室長並びに第16条に規定する局長をいう。

#### (調整会議)

第3条 統計報告の適正な徴集を図るため、統計報告調整会議（以下「調整会議」という。）をおく。

2 調整会議は、企画室長の主宰のもとに、各部の幹事課長及び統計課長をもつて構成する。この場合において、企画室長に事故あるときは、統計課長がその職務を代理する。

3 企画室長は、必要があると認めるときは、調整会議に付議された事案に関係のある課長その他の職員の出席を求めることができる。

4 調整会議は、随時開催する。

#### (計画書の提出)

第4条 課長は、統計報告の徴集を行なおうとするときは、翌年度に実施するものにあつては予算要求書を提出する時に、当年度に実施するものにあつては当該実施予定日の相当期間前に統計報告実施計画書（様式第1号。以下「計画書」という。）を統計課長に提出しなければならない。

#### (調整会議による調整)

第5条 統計課長は、前条の提出を受けたときはこれを整理し、調整会議の調整に付するものとする。

2 調整会議は、次の基準により当該統計報告の実施計画を調整するものとする。

- (1) 県行政の遂行上必要性があること。
- (2) 他の統計報告と重複又は競合をしないこと。
- (3) 既存資料によつて補完できないこと。
- (4) 統計技術上、合理的な企画設計であること。

#### (結果の通知)

第6条 統計課長は、前条の調整の結果を当該課長に通知するとともに、その写しを財政課長に送付するものとする。

#### (統計報告の徴集)

第7条 課長は、統計報告の徴集を行なおうとするときは、あらかじめ前条の通知に従いその実施要領を作成し、これを統計課長に合議しなければならない。

#### (統計報告の登録)

第8条 統計課長は、前条の合議を受けたときは、当該

統計報告について統計報告登録簿（様式第2号）に所要の事項を記入し、登録番号を付したうえその旨を当該起案文書に明記するものとする。

2 課長は、前条の登録番号を当該統計報告に係る調査票等の様式に表示しなければならない。

（統計報告の実施報告）

第9条 課長は、統計報告の徴集を行なつたときは、実施後すみやかにその結果を統計課長に報告しなければならない。

（主任会議）

第10条 統計報告に関する連絡及び協議を行なうため、統計主任連絡会議（以下「主任会議」という。）をおく。

2 主任会議は、統計課長の主宰のもとに、次項に規定する統計主任をもつて構成する。

3 統計主任には、企画室及び各部の幹事課の主任企画員（県民室及び出納事務局にあつては県民室長及び出納事務局長がそれぞれ指定する者、主任企画員がおかれない部の幹事課にあつては当該幹事課長の指定する企画員、主任企画員及び企画員がともにおかれない部の幹事課にあつては当該幹事課長の指定する者）をもつてあてる。

（庶務）

第11条 調整会議等の庶務は、統計課において処理する。

付 則

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 茨城県統計報告調整協議会規程（昭和28年茨城県訓令甲第32号）は、廃止する。

## 茨城県統計報告調整規程運用方針

### について（通達）

#### 第1条（目的）関係

本来の趣旨を的確に反映させるため、次のことに意を用いるものであること。

1. 統計の企画・調整にあつては、視野を全庁的に及ぼし、可能な限り県政全般に資するよう努めること。
2. 統計報告及び統計に関する事務一般に関しては、相互に連絡協議を密にし、その実施に円滑適正を期すること。

#### 第2条（定義）関係

1. 第1項本文の「統計報告」とは、いわゆる「単県統計報告」のことで、県が直接（県の出先機関経由を含む。）又は市町村を通じ、人又は法人（市町村を含む。）その他の団体（法人格のない組合、団体等）に対して一定の様式の調査票を示して行なう統計調査というものである。
2. 第1項ただし書により「統計報告」から除外されるものは、国の委託により行なう統計報告及び関係各省等の指示に基づいて行なう統計報告並びに調査活動を行わず、単に業務上集められた資料を基にして統計（二義統計）を作成することを目的として求める報告であること。したがつて統計を作成することを目的とせず業務上の資料として求める報告（業務上の報告）は除外するものとする。

#### 第3条（調整会議）関係

1. 第3項の「関係のある課長その他の職員の出席を求めることができる。」とは、業務の上で審議案件に関係のある者を、その会議の構成員として列席させ、意見を求めるものであること。

#### 第4条（計画書の提出）関係

翌年度に実施を予定する統計報告で、前年度より継続のもので計画の内容が前年度と異なる場合は計画書を提出する。

#### 第5条（調整会議による調整）

1. 各種統計報告の調整にあつては、各課の権限を不当に侵害しないように留意し、もつぱら統計上の見地から統計報告についての調整を行なうものであること。
2. 本条各号の適用にあつては、既存の統計報告及び統計資料について十分検討を加え、当該統計報告に関する報告徴収時期、報告事項、調査規模、実施方法及び結果表章等について全庁的な視野のもとにその改善に努め、調査系統に属する機関における事務の簡素化並びに報告者の負担軽減を図るとともに、統計報告の結果の利用効率を高めるよう配慮するものである。

#### 第7条（統計報告の徴集）関係

本条にいう「統計報告の徴集」事務には、調査票等の

## 統計ミニ知識

### ■年間の出生数・死亡数は……

昭和四十二年には出生数は一九四万人、死亡数は六七万人。

人口増加率にすると、一・七％。

増加率は毎年ほぼ一％の水準に安定しています。くわしくみると漸増をつづけ増加率は四十年に一・一六％となつたのち、丙午にあたる四十一年には出生数減少のため〇・七〇％に一時落ちています。

また、世界の人口増加率は年間一・九％（昭和四十一年）。

### ■中学・高校卒業者の上級学校進学率は……

中卒者は七十五％高校へ。

高卒者は二十四％が浪人せずに大学に進んでいます（昭和四十二年度末）。

中卒者の高校進学率は、三十五年度は五十八％でその後毎年上昇しています。

高卒者の場合、大学への志願者は毎年漸増して四十二年度は三十四％になりましたが、大学への進学率は四十年年度の二十％をピークとして以後はほぼ横ばい。

### ■電話の普及率は……

人口百人あたり十六台（昭和四十二年初）。

年間の電話機増加数は二百一万个、増加率は十四％、電話機数は十年前にくらべて三・三倍。

日本の電話機数は千六百万個でアメリカにつき世界第二位ですが、普及率はアメリカ（人口百人あたり五十台）の約三分の一の水準

日前までに行政管理庁長官に到達するように提出しなければならない。

報告様式を配付する等、実査の直前の作業段階の事務もあわせ、次のことに留意してなるべく統計報告実施1カ月前までに実施要領案によつて統計課長に協議するよう配慮するものであること。

1. 当該統計報告が、統計法第8条及び届出を要する統計調査の範囲に関する政令の規定に該当し、行政管理庁長官に届出を要するものについては、届出書を少なくとも調査が始まる1カ月前ぐらいに統計課を通じて届出すものであること。
2. 当該統計報告が茨城県統計調査条例第2条に該当する場合は、調査の実施の前に規模の手続が必要であること。
3. 調査対象名簿作成その他の必要から準備段階で指定統計の調査票等を使用する場合は、その使用について統計法第15条第2項の規定により、あらかじめ行政管理庁長官の承認申請は使用開始予定日の少なくとも10

4. 調査票等の報告様式及びその他関係書類に登録番号を印刷をしなければならない場合があること。したがつてその他の準備を早期に行なうことが望ましいこと。

5. 統計課長は提出を受けた統計報告に関し、上記1.2.3の手続の指導等のほか、統計法則上及び統計技術の助言を行なうものであること。

### 第8条（統計報告の登録）関係

1. 統計報告登録簿の様式は別記とすること。
2. 登録番号は「茨城県統計報告登録第 号」とし、年度により改め通し番号とすること。
3. 登録番号を表示する位置は調査票等の報告様式その他の関係書類（往復文書は除く。）の右肩又は見やすい箇所とするものであること。

様式第1号（第4条）

統計課長殿  統計報告実施計画書	年 月 日  <div style="border: 1px dashed black; width: 60px; height: 40px; margin: 0 auto;"></div>																																																																																																																																																								
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">課長名</div>																																																																																																																																																								
名称	※登録番号																																																																																																																																																								
目的																																																																																																																																																									
調査の方法																																																																																																																																																									
報告者の範囲 1) 地域的範囲 2) 属性的範囲	調査対象の総数																																																																																																																																																								
報告者選定の方法 <input type="checkbox"/> 悉皆 <input type="checkbox"/> 無作為抽出 <input type="checkbox"/> 有意抽出 ( )	報告者の数																																																																																																																																																								
集計の方法 <input type="checkbox"/> 手集計 <input type="checkbox"/> 機械集計																																																																																																																																																									
結 果 <input type="checkbox"/> 公表する ( ) で <input type="checkbox"/> しない																																																																																																																																																									
日 程	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 12.5%;">4</td><td style="width: 12.5%;">5</td><td style="width: 12.5%;">6</td><td style="width: 12.5%;">7</td><td style="width: 12.5%;">8</td><td style="width: 12.5%;">9</td><td style="width: 12.5%;">10</td><td style="width: 12.5%;">11</td><td style="width: 12.5%;">12</td><td style="width: 12.5%;">1</td><td style="width: 12.5%;">2</td><td style="width: 12.5%;">3</td><td style="width: 12.5%;"></td><td style="width: 12.5%;"></td><td style="width: 12.5%;"></td><td style="width: 12.5%;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">調査期間</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">集計期間</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">公 表</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					調査期間																	集計期間																	公 表																																																																																																					
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																																																																																																																																														
調査期間																																																																																																																																																									
集計期間																																																																																																																																																									
公 表																																																																																																																																																									
予算額																																																																																																																																																									

- 注) 1. ※印は記入しないこと。該当する□にはγ印で表示すること。  
 2. 予算額欄は要求額を ( ) 書とすること。

統計報告登録簿							
統計報告 登録番号	登録 年月日	統計報告 の名称	所管 部 課	協議 年月日	始 期 及 び 実 施 年 月 日	処 理	備 考
第 号	年月日		部 課	年月日	<input type="text"/> 年から		
					毎 年 不 定 期		
					<input type="text"/> 年毎 本年度1回		
					継 続 不 定 期		

## 各国の就業人口の産業別割合

各国の就業人口の産業別割合は、それぞれの地理学的条件や経済、社会の発展の度合などによつて非常に差異があります。そのもようをおもな国について比較してみますと下の図のようになります。

国 名	調査年	総人口 万人	就業人口 万人
日 本	昭和30年	8906	4119
	昭和41年	9892	4847
インド	1961年	43923	18639
イギリス	1964年	5421	2501
西ドイツ	1965年	5890	2716
フランス	1964年	4842	1925
イタリア	1965年	3244	1967

就業人口の産業別割合

